

## 所得税・住民税、消費税・地方消費税の申告はお早めに

### ○ 申告はお早めに

今年の所得税・住民税の申告期限は、3月17日（月）です。

また、個人事業者でインボイス発行事業者の登録をされている方や令和4年中の課税売上高が1,000万円を超える方などは、令和6年分の消費税・地方消費税の確定申告書を税務署に提出し、納税する必要があり、3月31日（月）が申告期限となります。お早めに申告してくださるようお願いいたします。

### ○ インターネットで確定申告ができます

国税については、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、ご自宅のパソコンやスマートフォンなどで確定申告書を作成することができます。

作成した確定申告書は印刷して郵送等により提出することができるほか、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して、自宅などで申告・納税の手続がインターネットを通じてできますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、確定申告書等作成コーナー（国税庁ホームページ）

<https://www.keisan.nta.go.jp/>

e-Tax ホームページ

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>をご覧ください。

### ○ 確定申告書等へのマイナンバーの記載等

確定申告書等の提出の際には、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要となります。

### ○ 確定申告会場への入場

令和6年分の確定申告では、会場の混雑緩和を図るため、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。入場整理券は各会場で当日配付されるほか、国税庁のLINE公式アカウントから事前に入手することも可能です。

詳しくは、国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/>

をご覧ください。